



文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官

豊口 和士

これからの書写・書道教育 (18)

平成29年3月に小学校・中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂・告示され、令和2年4月に小学校、令和3年4月に中学校、令和4年4月に高等学校（年次進行）で完全実施となった新しい教育課程も、新年度には小学校で4年目、中学校で3年目、高等学校で2年目を迎えます。

新しい学習指導要領の趣旨、新しい学習評価の考え方、GIGAスクール構想等に基づく学習指導もいよいよ充実してきています。今次の改訂ですべての教科・科目において示された育成を目指す資質・能力の確実な育成に向けて、学校教育現場では不断の努力が続けられています。学校だけでなく、社会全体で児童・生徒の学びの充実と健全な成長を支援してまいります。本連載では、今次改訂を踏まえた、これからの書写・書道教育と、関連する事項について紹介していきます。

今回は、新年1月号ということで「書き初め」についてお話しします。また、書道の「登録無形文化財」登録について紹介したいと思います。

一 「書き初め」について

① 「書き初め」の学習指導

主に小学校・中学校国語科の書写において、これまで長きにわたって「書き初め」が学習指導されてきました。新しい小学校学習指導要領解説国語編の「内容の取扱いについての配慮事項」では、「我が国の伝統文化である書き初めに取り組むことなどを通して、書写の能力が生活の中の様々な行事に生きていることを実感することも大切である。」と示され、初めて「書き初め」が解説中に明記されました。

これは、「伝統や文化に関する教育の充実」が学習指導要領改訂の大きなポイントと位置づけられたことや、それに伴い国語科の学習指導において「我が国の言語文化」が指導事項として明確に示されたことによるものと言えるでしょう。

「書き初め」は、通常「作品作り」を主たる目的としない国語科の書写の学習活動の中で、作品として書きまとめ、展示し鑑賞することを想定した貴重な「作品作り」の機会であるとともに、それまでの学習を振り返り、習得した知識や技能を「作品作り」の中で総合的に発揮し活用する機会でもあります。

同時に、先の記述からも明らかのように、「書き初め」の学習を通して我が国の伝統文化を体験することにより、書写の能力が生活の中の様々な行事に生きていることを実感することが大切です。

また、小・中学校を通じて、「書き初め」をはじめとする学習活動を通して文字文化の豊かさに触れることで、我が国の伝統と文化への理解、文字文化に関する認識を実感的に深めていくことも大切です。

② 文字文化としての「書き初め」

「書き初め」のほか、書写の能力が生活の中の行事に生きている例として、年賀状はもちろんのこと、新年に絵馬に願い事を書いて奉納したり、

七夕に短冊に願い事を書いて笹竹に飾り付けたり、お祭りでは毛筆の文字が書かれた提灯を目にしたたりすることがあるでしょう。

私たちの身の回りには、書写の能力が生活の中の行事に生きている例は思いのほか多くあり、私たちはまさに文字文化の中に生き、意識せずとも自ら文字文化を継承しているのだと思います。

「書き初め」は、平安時代に行われた年始の宮中行事（吉書の奏）が起源と言われています。江戸時代になり寺子屋教育が普及することで広く庶民の間に広がり、明治以降は学校教育にも取り入れられました。

現在行われる書き初めでは、年の初めに相応しいめでたい言葉や新年の目標などを冬休みや冬休み明けの授業等で書くことが多いと思いますが、古くは、元日の朝に汲んだ水（若水）で墨を摺り、新年の恵方（陰陽道でその年の干支に基づいて定められた吉の方向）に向かって、1月2日に詩歌等を書く行事でした。書き初めは、本来は旧暦の1月2

日に行われました。現在も1月2日に行われることが多く、年神様が滞在する期間とされる「松の内」（1月7日、または15日）まで飾り、その後「左義長」と呼ばれるお祭りで正月飾りなどとともに燃やします。

このように、「書き初め」には私たちの生活と密接に関わって継承されてきた歴史と伝統があります。

「書き初め」の学習を通して伝統文化を体験することで、我が国の伝統と文化を理解し、文字文化の豊かさに触れてもらいたいと思います。

以前にも紹介しましたが、確認のためにも改めて「文字文化」について触れておきましょう。（中学校学習指導要領解説国語編より）

文字文化とは、上代から近現代まで継承され、現代において実社会・実生活の中で使われている文字の文化であり、我が国の伝統や文化の中で育まれてきたものである。文字文化には、文字の成り立ちや歴史的背景といった文字そのものの文化と、

社会や文化における文字の役割や意義、表現と効果、用具・用材と書き方との関係といった文字を書くことについての文化の両面がある。

「書き初め」の歴史と伝統は、文字文化が脈々と継承され続けていることを物語るものと言えるでしょう。

このように長く継承され続けてきた文字文化、特に生活文化としての書道の歴史と伝統、その中で継承されてきた書之美とわざの価値が改めて認められ、「書道」が我が国初の「登録無形文化財」に登録されました。

二 書道の「登録無形文化財」登録について

令和3年6月、無形文化財の保存と活用を一層進めるため、文化財保護法が改正され、新たに無形文化財の登録制度ができました。同年10月15日に文化審議会で決定された答申が文部科学大臣に提出され、同年12月2日に「書道」及び「伝統的酒造

り」が初の「登録無形文化財」として登録されました。「無形文化財」とは、歴史上または芸術上の価値の高い「わざ」を意味しています。

無形文化財には重要無形文化財として指定される「芸能」と「工芸技術」の2つの分野がありましたが、

日本の伝統文化の多様性に照らして、芸能や工芸技術以外の活動にも目が向けられ、文化芸術基本法の第12条にある「生活文化」（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）が無形文化財の新たな分野として位置づけられることになりました。そして、無形文化財の保存と活用を一層進めるため、「指定」に加えて新たに「登録」の制度が創設され、登録無形文化財の分野として、「芸能」と「工芸技術」に加えて、「生活文化」が新設され、「書道」が初の「登録無形文化財」に登録されました。

書道の「登録無形文化財」登録についての詳細は、次号でも紹介したいと思います。（次回に続く。）